

後ス(但シ斃死期六ヶ月以上)  
但シ雇主側ヨリ臨時休業爲ニシ  
ル場合ハ完全ニ業務ヲ果シタル  
見做ス

雇主側ヨリ解雇メハ退職  
一時金銀等ハ職上ノ義務ニテ被  
雇主ニ於テ通帳ノ保管レ解  
雇又ハ退職ノ際ニシテ支給ス

第三項 解雇手當  
満一ヶ年以上勤務シタルモノハ雇主  
ノ業務上ノ都合ニ依リ解雇スル場  
合一時金二十月ヲ解雇手當ト  
シテ支給シ以後一ヶ年毎ニ金五  
割増給ス

但シ長調ノ場合ハ支給ス  
一 行使ニシテ定休日ノ際キ一ヶ月止  
リ以上休業シタルモノ  
一 雇主ノ事業失敗ノ爲メ廃業  
ノ旨ハ事場合

第四項 退職手當  
一 病ノ爲メ退職スル場合ハ毎一ヶ年

(但シ斃死期六ヶ月以上)  
但シ雇主側ヨリ臨時休業ヲシテ果シタル  
ハ完全ニ業務ヲ果シタル見做ス

雇主側ヨリ解雇メハ退職  
一時金銀等ハ職上ノ義務ニテ被  
雇主ニ於テ通帳ノ保管レ解  
雇又ハ退職ノ際ニシテ支給ス

第三項 解雇手當  
雇主ノ業務上ノ都合ニ依リ解雇スル  
場合ニ解雇手當トシテ三ヶ月前  
ノ支給ス  
但シ一ヶ年以上八ヶ月ヲ増ス各ニ二人前  
加給ス

第四項 退職手當  
一 病ノ爲メ退職スル場合ハ毎一ヶ年

以上ノ勤務者ニ於テ金三ヶ月前ノ支給ス  
一 斃死期六ヶ月以上ニシテ果シタル場  
合ニ於テハ一ヶ月前ノ支給ス  
一 退職ノ旨ハ事場合

第二條 扶助

第一項  
職ニ業務ノ爲メ負傷ヲ爲シ職ニ  
耐ハサルモノハ退任時給金  
賃金一人前分ヲ支給ス  
高橋氏(臣ノ)賃金人業主側ニ於  
テ負傷ス  
但シ一ヶ月以上ニ亘ル時ハ七日以上ヲ限度  
トス

第二項

疾病ニ罹リ療養ヲ要スル場合ハ人  
前項ノ半額ヲ支給ス(花柳病  
ハ以テ限リニ作ス)  
但シ三ヶ月以上ヲ限度トス(花柳病)

第三項

前項ニ項場合何レニ組合(雇主側)

但シ一ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス各ニ二人前  
加給ス

第二條 扶助

第一項  
職ニ業務ノ爲メ負傷ヲ爲シ職ニ  
耐ハサルモノハ退任時給金  
賃金一人前分ヲ支給ス  
高橋氏(臣ノ)賃金人業主側ニ於  
テ負傷ス  
但シ一ヶ月以上ニ亘ル時ハ七日以上ヲ限度  
トス

第二項

疾病ニ罹リ療養ヲ要スル場合ハ人  
前項ニ項場合何レニ組合(雇主側)

第三項

前項ニ項場合何レニ組合(雇主側)